

〔指定管理者制度導入施設〕〔B調書〕

事業評価調書〔途中評価〕（令和5年度）

1. 施設の名称等

施設名称	長崎県立諫早技能会館
所在地	諫早市宇都町2-76

事業所管	産業労働部	雇用労働政策課
課(室)長名	川口 晋治	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	1-1	若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る
	施策	4	キャリア教育の推進と企業を支える人材の育成・確保
	事業群	①	企業を支える人材育成

2. 施設の概要

設置年月日	昭和49年4月15日
設置法令等	長崎県技能会館条例（昭和48年10月8日長崎県条例第60号）
設置目的	技能労働者の研修等の場として、職業訓練をはじめ、技能の向上と福祉の増進に役立てる目的で設置された。
利用対象者等	主な利用対象者：技能労働者、その他地域住民 開館時間：午前9時～午後9時、休館日：12月29日～1月3日
施設内容	敷地面積：2,227.89㎡、建築面積：461.06㎡、延べ床面積：915㎡ 事務室、会議室2、実習室、教室3、講堂

〔技能会館使用料〕

施設別\使用時間の区分	午前 (午前9時から正午まで)		午後 (午後1時から午後5時まで)		夜間 (午後5時から午後9時まで)		午前・午後 (午前9時から午後5時まで)		午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)		終日 (午前9時から午後9時まで)	
	会議室	760円		970円		1,410円		1,750円		2,200円		2,510円
実習室	1,410円		2,200円		3,170円		4,060円		4,830円		5,050円	
講堂	大 150㎡以上	1,860円	2,510円	3,610円	4,500円	5,500円	6,470円					
	小 150㎡未満	1,410円	1,860円	2,730円	3,400円	4,170円	4,830円					
教室	大 51㎡以上	870円	1,200円	1,750円	2,070円	2,630円	2,960円					
	小 51㎡未満	760円	970円	1,410円	1,750円	2,200円	2,510円					
附帯設備	この会館に類似する公の施設又は他の公共団体の施設の使用料等を考慮して規則で定める金額											

備考

- 1 使用時間を1時間以上超過して使用した場合は、超過した時間を含む使用時間の区分の使用料を加算する。
- 2 国若しくは地方公共団体が使用する場合又は技能労働者の養成及び技能の向上並びに福祉の増進のために使用する場合を除き、使用料は、この表に定める使用料の50パーセント増とする。
- 3 使用者が入場料を徴収する場合の使用料は、この表に定める使用料の50パーセント増とする。
- 4 前2号の場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

施設の利用料金体系

長崎県立技能会館使用料の減額免除取扱基準

使用目的及び減免基準	使用目的	減免基準
使用者		
国又は地方公共団体	非常災害発生に伴う緊急避難救護活動、団体等極めて公益性の高い事業等	免除
長崎県雇用労働政策課（長崎・佐世保高等技術専門学校を含む。）	公務全般	
長崎県又は（独）高齢・障害・求職者	（1）技能労働者の養成及び技能の向上並びに福祉の増進を図るための事業	
雇用支援機構	（2）上記以外の一般行政事務（会議、説明会、講習会等）	5割減額
認定職業訓練団体、委託訓練受託者、	（1）職業能力開発促進法に基づく職業訓練の実施（入校、修了式含む）	
長崎県職業能力開発協会及び長崎県	（2）定款、規約で定める会議及び技能労働者の資質向上の講習会	
技能士会連合会	（3）長崎県職業能力開発協会が行う技能検定試験及び技能評価試験	
市町	一般行政事務	
認定職業訓練団体会員及び長崎県職業能力開発協会会員並びに長崎県技能士会連合会会員の事業所	関係事業所が行う従業員の教育訓練のための研修会、講習会	2割減額
職業訓練生	技能、教養向上のための研修会、講習会及びクラブ活動	

※ この表で減免とする使用料には附帯設備を含まない（免除の場合を除く）。

類似施設の
設置状況

【施設名】北海道立職業能力開発支援センター
 ○利用者数 46,021名(令和4年度実績)
 ○指定管理者制度導入 平成18年4月1日～
 ○管理運営負担金 5,048千円
 ○利用料金収入 16,197千円

【利用料金表】

区 分	定員	午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
第1研修室 58.89㎡	20人	2,900円	3,870円	3,870円	10,110円
第2研修室 58.89㎡	20人	1,980円	2,630円	2,630円	6,880円
第3研修室 58.89㎡	60人	4,030円	5,390円	5,390円	14,070円
研修室1	20人	1,520円	2,040円	2,040円	5,320円
研修室2	30人	2,510円	3,350円	3,350円	8,750円
実習室 58.89㎡	100人	19,350円	25,790円	25,790円	67,390円
実習室1	40人	8,970円	11,970円	11,970円	31,270円
実習室2	60人	10,380円	13,820円	13,820円	36,120円

区 分 (単位：千円)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (計画)
	財 源				
国 庫					
その他(使用料)	2,238	1,782	2,446	2,149	2,079
一般財源	1,652	1,423	921	1,188	1,449
事業費<A>	3,890	3,205	3,367	3,337	3,528
内 訳					
管理運営負担金	2,661	2,692	2,692	2,692	2,692
その他(賃借料)	1,229	513	675	645	836
人件費	1,193	1,174	1,169	1,147	1,157
合計<C=A+B>	5,083	4,379	4,536	4,484	4,685
単位あたりコスト	4	5	4	5	5

(説明) 「当事業による利用1人当たりの運営費用」=C÷(施設の利用回数)
 利用回数：OH30：1,000 OR1：1,107 OR2：853 OR3：1,032 OR4：963 OR5：1,000

3. 指定管理者の概要

指定管理者の名称等	<<所在地>> 諫早市宇都町22-76 <<名称>> 職業訓練法人 長崎県央職業訓練協会 <<代表者氏名>> 理事長 竹田 近久		
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日		
業 務	①会館の使用の承認に関する事 ②会館及びその附属設備の使用料等に関する事 ③会館の施設、附属設備及び備品の維持管理及び修繕に関する事 ④会館の管理運営に要した経費の支払いに関する事 ⑤技能労働者への情報提供に関する事		
利用料金制	導入済 <input type="checkbox"/> 未導入 <input checked="" type="checkbox"/>	選定方法	公募 <input checked="" type="checkbox"/> 非公募 <input type="checkbox"/>

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	①	諫早技能会館の利用者数	(目標値の根拠) 直近3年間の利用者数の平均		〈令和5年度実施における変更点〉				
	②								
	③								
	実績		単位	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (計画)	
	①	a	目標値		16,826	16,419	14,612	14,326	14,441
		b	実績値		16,670	10,574	15,735	17,014	
		c	達成率b/a	%	99	64	107	118	
	②	a	目標値						
		b	実績値						
		c	達成率b/a	%					
③	a	目標値							
	b	実績値							
	c	達成率b/a	%						
指定管理者の収支状況	事業計画 (R4) (千円) 実績-計画		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (計画)		
	利用料金		0						
	県負担金	2,692	0	2,661	2,692	2,692	2,692	2,692	
	その他		62	60	190	70	62		
	収入計a	2,692	62	2,721	2,882	2,762	2,754	2,692	
	支出b	2,692	62	2,721	2,882	2,762	2,754	2,692	
	うち人件費	816	0	816	816	816	816	816	
	収支a-b	0	0	0	0	0	0	0	
	配置職員数 (人)	常勤 1 非常勤 1	0	常勤 1 非常勤 1	常勤 1 非常勤 1	常勤 1 非常勤 1	常勤 1 非常勤 1	常勤 1 非常勤 1	

※この収支は指定管理者が行う管理運営にかかるものであり、この他に県が直接負担したのものとしては、「2 施設の概要」の「県予算」の「その他」がある。

5. 令和4年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計 画	実 績
	<p>〈指定管理者実施分〉</p> <p>①会館の使用承認に関する業務</p> <p>②使用料の徴収及び県への納付</p> <p>③会館の維持管理及び修繕</p> <p>④利用者増加に向けた取組</p> <p>〈県実施分〉</p> <p>①会館の利用促進のためのPR活動</p>	<p>〈指定管理者実施分〉</p> <p>①使用承認は適正に実施された。</p> <p>②使用料は適正に徴収され、遅滞なく県に納付された。</p> <p>③適正な体制で維持管理等を実施した。</p> <p>④利用団体に対する継続的な利用の呼びかけなどにより、技能関係者の利用者数の増加が図られた。</p> <p>〈県実施分〉</p> <p>①県ウェブサイト、広報誌等での利用に関する広報を行った。</p>
指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価 (説明)		A
<p>○使用の承認、使用料の徴収等、会館の管理運営は適正に実施されている。</p> <p>○利用者数はコロナ感染拡大の影響の中、利用団体に対する継続的な利用の呼びかけなどにより、全体利用者数に対する技能関係者の割合(90%)は増加し、技能会館の使用目的に沿った利用が図られている。</p> <p>○利用者の利用向上に向けアンケートを実施、会館の利用促進に繋げている。</p>		

6. 令和5年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容
○団体等への訪問時やイベント開催時等にチラシを配布するなどのPR活動を実施し、利用の促進に努める。

7. 令和5年度事業の評価

視点		評価	施設の在り方についての評価	視点		評価
指定管理者の行う管理運営等に関する評価	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	a		必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	■ a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a			・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適應しているか。	■ a. 適應している b. 一部適應していない c. 適應していない
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a			・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	a. 適当（可能）でない ■ b. 一部適当（可能）でない c. 適当（可能）である
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a		効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	—			・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a		有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	■ a. なっている b. 一部なっていない c. なっていない
	(その他の観点)		・事業効果をさらに上げる余地はないか。		a. 余地はない ■ b. 一部余地がある c. 余地がある	
			(その他の観点)			

※評価区分（a：行われている、b：一部行われていない、c：行われていない）

8. 令和6年度事業の実施に向けた方向性

区分	現状維持	■ 改善	移管	廃止
<p>(説明：令和6年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)</p> <p>○利用団体に対する継続的な利用の呼びかけなどにより利用者が増加した。全体利用者に占める技能関係者の割合も高く、設置目的に合致した利用形態が図られていたが、令和5年度は、施設の改修工事が行われていることから、工事期間中は利用方法が限られ、利用者の減少が想定される。</p> <p>○改修工事完了後は、利用者の利便性の向上等により、利用者数が増加することを見込んでいることから、指定管理期間の更新を踏まえ、稼働率や今後の維持管理コストなど、今後の施設のあり方について指定管理者、関係機関等と検討していく。</p>				